

contents
ジェトロ山口
釜山派遣レポート
海外ビジネスサポーター

発行 (一財) 山口県国際総合センター
山口県日中経済交流促進協会
日本貿易振興機構(ジェトロ) 山口貿易情報センター

内容についてご意見、ご質問があれば、下記までお問い合わせ下さい。
(一財) 山口県国際総合センター
山口県下関市豊前田町3-3-1
TEL083(231)5778 FAX083(231)5787

メッセ海外通信

INTERNATIONAL NEWS

KAIKYO MESSE SHIMONOSEKI

(一財) 山口県国際総合センター・山口県日中経済交流促進協会・日本貿易振興機構(ジェトロ)山口貿易情報センター

MESSE

知的財産権から見た中小企業の海外展開

ジェットロ山口は、2023年2月10日（金）にINPIT 山口県知財総合支援窓口、一般社団法人山口県発明協会と共催で、「中国を重点とした知財への取り組みについて」と題した海外知財セミナーを開催しました。本事業は、山口県内の事業者を対象に、河野特許事務所（大阪市）より「中国を中心とした知財権利化戦略」、門司税関下関税関支署より「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」、そして、ジェットロからは「知財から見た中小企業における海外展開の留意点」という内容でそれぞれ講演が行われました。今回は、本セミナーでのジェットロの講演をもとに、知財から見た中小企業の海外展開について記載します。

■知的財産権とは■

人間の精神活動の結果として創作されるアイデア等無形のものの中に、財産的価値が見出されるものがあります。このような人間の知的な活動から生じる創造物に関する権利を、知的財産権（知的所有権、無体財産権）と呼んでいます¹。

知的財産の特徴の一つとして、「もの」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられます。情報は、容易に模倣されるという特質をもっており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうしたことから知的財産権制度は、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度ということができます²。

¹ 財務省ホームページより「知的財産権の概要」

https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/a_001.htm

² 特許庁ホームページより「知的財産権について」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>

■知的財産権の種類■

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます（図表1）。

主な知的財産権の内、ここでは、特許庁に出願することで権利が発生する産業財産権に分類される特許権、実用新案権、意匠権、商標権と、管轄は異なりますが重要な知的財産権である著作権、営業秘密の6つの権利について説明していきます。

1つ目の特許権とは、高度な発明に対して与えられる独占的な権利であり、客観的に新しいこと（新規性）、簡単に思いつかないこと（進歩性）が登録要件となります。権利期間は出願日から20年間です。発明は目に見える形で誰かが占有できるものでないため、制度により適切な保護が無ければ、他の人に対し秘密にするという事態が生じてしまいます。これでは、発明者自身も有効活用できず、また他の人が同じものを発明しようとして無駄な研究、投資をすることになってしまうため、適切に保護をすることで、新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものです。携帯電話を例とすると、外観からは分かりませんが、

リチウムイオン電池や画面操作インターフェイス、ゲームプログラムなどに関する発明が特許権に該当します（図表2）。

2つ目の実用新案権とは、小発明と呼べるもので、保護の対象が物品の形状や構造に関するものに限られる点以外は、特許権とほぼ同様の権利となりますが、特許権と比べると進歩性のレベルが少し低いものが該当します。権利期間は出願日から10年間となっており、特許権よりも短くなっています。携帯電話を例とすると、携帯電話のボタンの配置や構造に関することが実用新案権に該当します³。

3つ目の意匠権とは、新しく創作された意匠（物品のデザイン）を創作者の財産と位置付け権利化したものになります。登録要件としては、工業上利用できること、新しいデザインであること（新規性）、簡単にデザインされたものでないこと（創作非容易性）などがあげられ、権利期間は出願から25年間となっています。車の意匠の様に全体意匠として出願することも出来ますし、調理用刃物の様に刃物の部分のデザインだけ出願する部分意匠という制度もあります⁴。携帯電話を例とすると、電話機の形状や模様、デザインなどが意匠権に該当します。

4つ目の商標権とは、事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）を権利化したものであり、図形や立体、音や動きなども商標の対象となっています。権利期間は登録から10年ですが、更新をすること

で半永久的に使用することができます。これは、商標が識別標識であり、新規の創作に対して与えられる特許や意匠の様な権利ではないからです⁵。携帯電話を例とすると、企業が信用保持のために製品や包装に表示するロゴやマークが商標権に該当します。

5つ目の著作権とは、著作物の利用から生まれる経済的な利益を著作者が確保するための権利です。文化庁の管轄で特に行政手続きを必要としないで、創作されれば自然発生的に保護される点で、産業財産権とはまた少し違った権利となっています。

6つ目の営業秘密とは、その名の通り、技術や営業上の秘密情報に対して発生する権利であり、不正な手段で入手されたりすると、不正競争防止法という法律で規制されています。権利化しようと特許を出願してしまうと、第三者に公開されてしまうため、どうしても知られたくない情報は特許出願しないで秘匿しておいた方が良い場合もあります⁶。

■権利行使の考え方について■

知的財産権は、それぞれの国の知的財産権はその国でのみ効力がある、という「属地主義」が原則となっています。各国の知的財産制度は異なっているため、それぞれの国で異なった権利を取得する必要があるため、例えば、日本で知的財産権を持っていたとしても、中国やアメリカでは効力がないため、仮に模倣品が販売された

³特許庁ウェブサイトより「特許・実用新案とは」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai04.html>

⁴特許庁ウェブサイトより「意匠制度の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/torokugaiyo/index.html>

⁵ 運特許庁ウェブサイトより「商標制度の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/chizai08.html>

⁶ 経済産業省ホームページより「営業秘密～営業秘密を守り活用する～」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

としても何も文句は言えません。そのため、日本以外の国で権利保護を求める場合には、その国への出願を検討する必要があります。ただ、パリ条約により殆どの国が加盟する条約加盟国の知的財産権の制度は基本的には類似したものになっています。

権利行使の考え方について、「その国で自分が権利者の場合」、「その国で他人が権利者の場合」、「その国で権利者が不在の場合」という3ケースにおいて説明していきます。

その国で自分が権利者の場合、知的財産権を保有すると、以下のようなことができます。

- ・無断で知的財産権を使用している製品を市場から排除することができる。
- ・権利侵害に対して損害賠償請求ができる。
- ・税関にて知的財産侵害物品を止めることができる。
- ・刑事責任を追及することができる。

このように、ニセモノが現れた際に対策をとることができるのです。

その国で他人が権利者の場合、以下の通り、自分が権利者の場合と逆の現象が起こってしまいます。

- ・無断使用している製品を市場から排除される。
- ・権利侵害に対して損害賠償請求をされる。
- ・税関で知的財産侵害物品を止められる。
- ・刑事責任を追及される。

このように、模倣品業者に権利を取られてしまった場合には、自分自身がニセモノ業者として排斥されてしまいます。

その国で権利者が不在の場合は、つまり誰も独占権を持っていない状況です。知的財産権は「先願主義」と言って、先に出願をした人が権利を得ることができてしまいます。そのため冒認出願（特許を受ける権利のない者が出願をし、権利を取得してしまうこと）に注意し、先に出願をすることが重要です。

実際に知的財産権の外国出願を行う際には、各国の特許庁に出願する制度と日本の特許庁に出願し、一度に複数国に対し出願したことにする制度があり、かかる時間や予算を鑑みながら、適切な方法にて外国出願をすることが大切です。

■模倣品の被害と対策について■

言うまでもありませんが、模倣品を放っておくと様々な不利益を被ります。例えば、模倣品の方が真正品の価格より安価である場合が多いので、真正品の売り上げが低下したり、模倣品は品質が保証されている訳ではないので、真正品のブランドイメージが低下し、模倣品のクレームまでも受けたりしてしまうこともあります。

ではこのような模倣品の被害を防ぐにはどうしたら良いのでしょうか。まずは先ほども述べましたが、対象国で知的財産権を取得しておくことが必要となります。そしてその権利を有効に活用するためには、まずは模倣品が自社のどの権利を侵害しているかを慎重に検討します。次に、権利侵害のターゲットをピックアップし情報収集をします。その後、損害の大きさを考慮し、実際に攻撃する対象（販売元を侵害として訴えるのか、もしくは製造元を訴えるのか等）を選択します。

このように権利侵害をしている対象について分析した後、実際に摘発する手段としては、主に「行政ルート」、「司法ルート（訴訟）」の二つがあります。

行政ルートとは、日本を除くアジアの国々に特有なもので、行政が模倣品を摘発してくれる制度になります。手続きが比較的簡単で、少ない費用と時間で対応できますが、賠償金は請求できません。摘発の対象としては、①販売店・倉庫での模倣品現物の押収②製造所での模倣品現物と金型の押収③展示会での模倣展示品撤去

④税関での差し押さえ等があります。

司法ルートとは、通常の訴訟による解決方法です。費用と時間はかかりますが、賠償金を請求することができます。しかし、賠償金額が少ない場合には、訴訟に要した費用をカバーできない場合も多くあります。

他の対策としては、弁護士を通して警告書を発送したり、直接交渉したりするなどの方法もあります。

■ジェトロの支援事業について■

海外ビジネスでの知的財産の侵害や侵害リスクの回避のため、ジェトロでは知的財産権保護に係る支援を行っておりますのでご紹介致します。各事業の詳細について説明しているHPのリンクを巻末に掲載していますので、是非ご参照ください。

1. 各国における知的財産権制度基盤整備事業

各国の知的財産権制度に関する調査や日本の知的財産権施策の周知を行うとともに、海外における日本企業の知的財産権にかかる活動を支援しています。北京やニューヨークなどに人員を配置し、情報収集や相談対応、知的財産権の普及啓蒙活動などを行っています。

2. 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）活動支援

海外の模倣品対策に取り組む官民合同フォーラムであるIIPPFにおいて、ジェトロ知的財産課が事務局を務めています。当フォーラムでは、ミッション団の派遣や真贋判定セミナー、政府関係者や有識者らによる情報共有などの取り組みを行っています。

3. 外国出願支援事業

優れた技術等を有し、その技術等を海外において広く活用しようとする企業者等に対して、外国出願に要する経費を助成しています。国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同じ内

容を海外で出願する場合に助成の対象となり、外国出願手数料、国内及び外国代理人費用、翻訳料に対して補助が行われます。

4. 外国出願中間手続支援事業

外国出願をしてもすぐに登録できるとは限らないため、海外での出願に係る費用以外に、出願後の中間手続に係る費用（審査請求料、代理人費用、翻訳料等）についての助成を行っています。

5. 模倣品対策支援事業

海外で知的財産権の侵害を受けている企業に対しジェトロが模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査と一部権利行使にかかった費用を助成します。

6. 防衛型侵害対策支援事業

権利侵害を指摘されたり、訴訟を提起されたりするなど、海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれた企業者を対象に、弁護士費用などの当該対策にかかった費用を助成します。

7. 冒認商標無効・取消係争支援事業

国内で登録している商標を海外で悪意のある第三者に商標出願・登録されてしまった場合に、冒認商標を取り消すための手続きにかかる費用や、弁護士費用を助成します。

8. 海外営業秘密漏えい対策支援事業

冒頭の方でも触れた営業秘密について、知的財産権として権利化しないであえて営業秘密として秘蔵化することにより悪意のある第三者に模倣されないようにすることをサポートする事業です。営業秘密関連のセミナーや営業秘密漏洩対策の情報に普及活動を行うとともに、専門家によるハンズオン支援なども行っています。

■知的財産権保護に向けて■

ここまで、知的財産権から見た海外展開ということで、知的財産権やその権利行使、模倣品

被害への対策について説明してきました。海外展開を既に行っている方々はもちろん、これから海外展開を検討される皆さんも、今回を機にぜひ一度知的財産権について考えて頂けると幸いです。

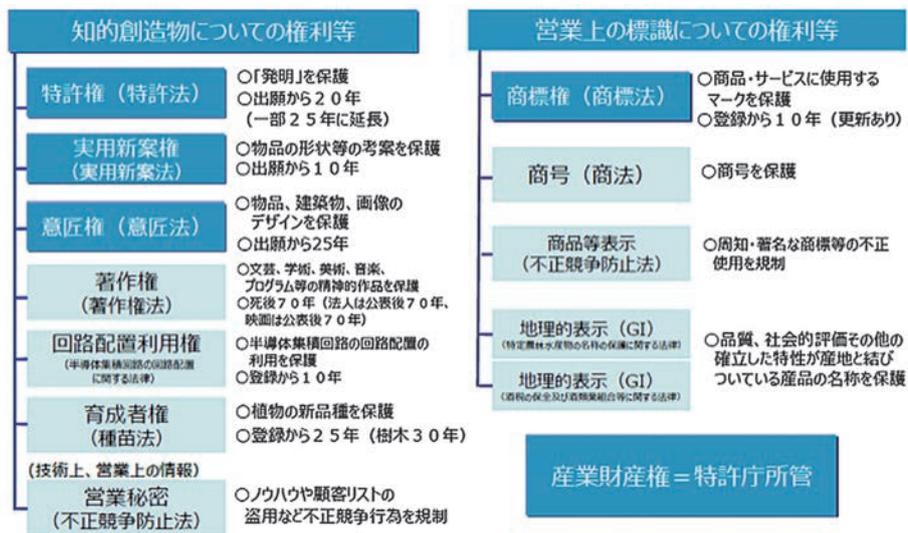
ジェトロでは知的財産権に関する様々な情報をウェブサイトで発信しています。また、ジェ

トロの国内外事務所では、海外の知的財産に関する相談を随時受け付けていますので、知的財産について相談をしたい、関心のある県内企業の方は、ジェトロ山口までお気軽にお問い合わせください。

(TEL：083-231-5022)

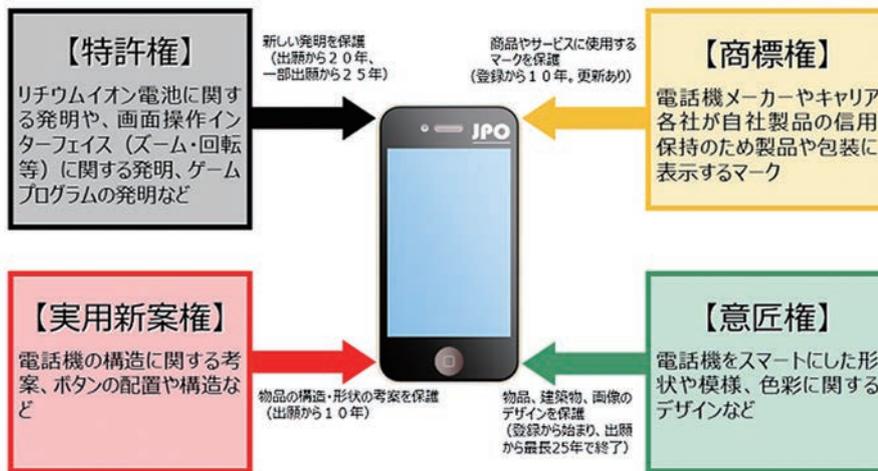
(まとめ：ジェトロ山口 鈴木光)

【図表1】 知的財産権の種類



出所：特許庁ウェブサイト「知的財産権について」

【図表2】 産業財産権



出所：特許庁ウェブサイト「産業財産権について」

セミナーの様子



出所：ジェットロ撮影

<記事中のジェットロ支援サービスに関する参考資料>

外国出願支援事業：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

外国出願中間手続支援事業：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_2.html

模倣品対策支援事業：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html

防衛型侵害対策支援事業：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html

冒認商標無効・取消係争支援事業：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

海外営業秘密漏えい対策支援事業：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

知的財産権に係るジェットロウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>

模倣品・海賊版被害相談窓口：<https://www.jetro.go.jp/services/ip.html>

釜山派遣レポート

下関市総合政策部国際課
(釜山広域市派遣職員)

渡 邊 繁

～釜山でイケメンになる？～

アンニョンハセヨ！

韓国といえばその美意識の高さからメイクや整形コスメまで美容コンテンツが有名ですね。今号では釜山の医療観光についてお伝えしたいと思います。

韓国美容と言えば、ひと昔前はアカスリ、サウナが中心でした。最近では整形手術や脱毛などのスキンケア治療が主流になっています。ソウルやテグなどが医療観光として有名ですが、私が赴任しているここ釜山でもコロナウイルスの流行前より医療観光に力を入れています。

釜山の繁華街である西面（ソミョン）には、約380軒の医療機関が集まる「西面メディカルストリート」があります。昨年の秋より、日本と韓国のビザなし観光の再開により日本から医療観光に訪れる観光客が戻りつつあるそうです。医療観光は女性観光客がほとんどでしたが、BTSなどの韓流スターの影響なのか最近は男性の需要も高まっているそうです。

もともとヒゲが濃い顔の私は、朝の貴重な時間を奪われるヒゲ剃りの時間短縮ができないかと考えていました。スキンケア治療の中でヒゲ脱毛が気になり、「体当たり公務員」を自称する私の体験談をお届けしたいと思います。病院の予約をして、カウンセラーの問診を受けます。内容ですが、最初に専用のクリームをヒゲが生えている部分に塗られ30分待ちます。そして専門の先生によりヒゲがある箇所にレーザーを約10分程度当てていくという流れでした。イメージとしては針でチクチク刺されるような感触で、神経が多い唇の周りだけは少し痛みを感じました。時間は病院により変わりますがトータル1時間ほどで終了しました。治療後、ヒゲも以前より薄く、伸び具合も遅くなり、ヒゲ剃り時間も明らかに短くなったので効果を実感できました。ちなみに気になるお値段は、1回の費用はヒゲの量などで変わるそうですが、目安として約5,000円から2万円くらいです。

韓国語が話せない観光客の方がほとんどだと思いますが、西面にある釜山医療観光総合案内センターでは、日本語を話せるコーディネーターがいる病院を紹介してもらうことができます。ここでは医療観光情報だけでなく、釜山地域の観光情報も午前9時から午後6時まで提供しています。

日本でもなかなかハードルが高い美容医療ではありますが、海外旅行をしながら気楽にできる時代になりました。下関から釜山までのフェリーも昨年の12月より再開しましたので、釜山で美しく、ま

たはイケメンになるチャンスです!ただし、保証はありませんので自己責任でお願いしますね。

最後に皆さんに悲しいお知らせがあります。今号で私の担当はラストとなりました。これまで約2年間ご愛読いただいたボランティア精神の高い読者の皆さん、ありがとうございました。次の派遣職員にバトンタッチをしますので、引き続きよろしくお願いします。それでは、アンニョン!



釜山医療観光総合案内センター（西面）



ヒゲ脱毛の様子（本人）